

事 務 連 絡

令和4年2月21日

介護保険サービス事業者等 代表者 様

鹿児島市 長寿あんしん課長

まん延防止等重点措置の延長に伴う対応について（通知）

かねてから、本市の介護保険・高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

また、平素より高齢者施設等における感染症対策にご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和4年2月18日付で鹿児島県より通知がありましたのでお知らせいたします。

国は令和4年2月18日に、鹿児島県を含む17道府県のまん延防止等重点措置の期間を3月6日まで延長することなどを決定し、これを受け、県は県下すべての市町村を引き続き措置区域とすることとされました。

今後とも積極的な感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、貴法人の介護サービス事業所等への周知についても併せてお願いいたします。

介護保険サービス事業所等の従業者や利用者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、当課まで感染状況をメール又は電話で報告をお願いします。

メールで連絡いただく場合は、「①事業所名、②担当者名、③連絡先、④陽性者の人数（従業者・利用者）、⑤濃厚接触者の人数、⑥PCR検査の実施結果（実施者数と結果）」をご記入ください。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い事業所を臨時休業する場合は、「臨時休業の実施状況報告書」をメールにて報告してください。

【臨時休業の状況報告の様式】

[市ホームページ](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [新型コロナウイルス感染症への対応](#) > [介護保険サービス事業所における臨時休業の状況報告](#)

【問い合わせ】

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

電話：099-216-1147

Eメール：choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

高生第394号
建第10-417号
令和4年2月18日

各関係施設等の長様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室長

まん延防止等重点措置の延長に伴う対応について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

既に御案内のとおり、本日、政府において、本県に対するまん延防止等重点措置の適用を3月6日まで延長することが決定されました。

これを踏まえ、同日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、引き続き、県内全域をまん延防止等重点措置区域とし、爆発的感染拡大警報についても県内全域を対象に継続することとなりました。

各関係施設等におかれては、これまでも感染防止対策に取り組んでいただいているところですが、今回のまん延防止等重点措置の延長とこれに伴う知事メッセージ（別紙参照）を踏まえ、これまで送付している通知（令和4年1月19日付け高生第369号・建第10-378号など）を再確認していただき、引き続き感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

本県における感染拡大を一刻も早く食い止めるためにも今が正念場です。引き続き、強い警戒感を持って、感染防止対策に皆様のご協力をお願いします。

また、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

なお、これまでもお知らせしてきた（令和3年3月10日付け「退院患者の介護施設における適切な受入等について」の一部改正について（通知））とおり、施設系及び居住系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症患者の退院の基準を満たした者又は新型コロナウイルス感染症に感染していない者が退院した場合に、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないため、各関係施設等におかれては、適切な対応をお願いします。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課・介護保険室

施設整備係（担当 鶴菌） TEL：099-286-2703

事業者指導係（担当 畠中） TEL：099-286-2687

土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 倉内） TEL：099-286-3740

<PCR検査について>

くらし保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室

総合調整班（担当 三角） TEL：099-286-3376

<ワクチン接種について>

ワクチン接種調整班 TEL：099-286-3301

高生第369号
建第10-378号
令和4年1月19日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室長

警戒基準レベルの引き上げ（1→2）等を踏まえた対応について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

本県においては、1月5日には、県内初のオミクロン株の市中感染が確認され、最近では、新規感染者のほとんどがオミクロン株に置き換わっていると思われています。

これにより、県内では、鹿児島市や霧島市での感染が急増しており、新規感染者数が県全体で100人を超える日が続き、まさに第6波が到来している状況にあります。

このようなことから、本日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、本日付けで、本県の警戒基準をレベル2に引き上げるとともに、県内全域に「爆発的感染拡大警報」を発令することとなりました。なお、奄美大島を対象に発令（1月8日付）している県独自の緊急事態宣言は、継続します。

オミクロン株については、これまでの変異株に比べて、感染性・伝播性の高さが懸念されており、ワクチンを2回接種した方が感染するいわゆるブレイクスルー感染も多く見られます。

各関係施設等におかれては、これまでも感染防止対策に取り組んでいただいているところですが、今回の警戒基準レベルの引き上げ等を踏まえ、これまで送付している通知等を再確認していただき、特に下記の点に留意した上で、ワクチンを2回接種された方も、油断することなく、引き続き感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

オミクロン株は重症化しにくいという見方もありますが、高齢者の場合などは、重症化リスクには注意が必要との専門家の意見も踏まえ、家庭内であっても、会話時のマスクの着用など、感染防止対策の徹底をお願いします。

感染力が強いオミクロン株影響で今後、さらに爆発的な感染が拡大する可能性があります。引き続き、強い警戒感を持って、感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

記

1 面会については、緊急やむを得ない場合を除き、面会を制限する（オンライン面会等の感染のおそれのない面会を除く）等の対応

2 職員や利用者で発熱等の症状がある方の速やかな医療機関の受診・検査

3 外部からウイルスが侵入することがないように、職員や在宅の利用者等については、健康管理及び体調不良時の出勤やサービス利用を控える等の対策の徹底

4 「3ない運動」、「3つの黙」（別添1）及び「コロナ対策 チェックリスト」（別添2）による自主点検等の感染防止対策の徹底

(問合せ先)

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課

施設整備係 (担当 鶴菌)

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係 (担当 畠中)

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係 (担当 倉内)

電話：099-286-3740

高齢者施設でのクラスター発生 絶対阻止！ (3ない運動)

別添1

持ち込まない

利用者

監修：川村 英樹
鹿児島大学病院感染制御部副部長

- 通所サービスは、体調が悪い時は利用を控えよう
- 家族の体調や、県外との往来にも気をつけよう

持ち込ませない

施設

- 体調の悪い職員は必ず休ませよう
- 体調の悪い入所者・職員は、早めに医師に相談を
- 面会はリモートで
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けよう

【感染リスクが高まる5つの場面】

- ① 飲食を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり

拡げない

施設

- 食事の時は、距離を保って、黙って食べよう
- 職員は休憩，更衣時でもマスク着用，喫煙スペースでも会話を控えよう
- 脱衣所では，距離を保って話さない，入浴介助も会話を控えよう
- 職員はマスク着用を徹底しよう（利用者さんにも協力を）

高齢者施設でのクラスター発生 絶対阻止！

POINT！

三つの「黙」

- 1 食事の時は距離を保って黙って食べる
(会話は食事後，マスクを着けて)

黙食

- 2 職員は休憩，更衣時でもマスク着用，喫煙所では話さない(徹底してください)

黙煙

- 3 脱衣所では距離を保って黙って入浴
(職員は目の保護とマスクの着用)

黙浴

監修：川村 英樹
鹿児島大学病院感染制御部副部長

自分たちを守るための対策をしましょう

コロナ対策 チェックリスト



監修：川村 英樹
鹿兒島大学病院感染制御部 副部長
ICT チーフ 特例准教授

- ①いつでも実施：コロナ対策としてよりも、いつでも実施する対策
- ②コロナ対策：新型コロナウイルス感染症に特化した対策
- ③対策グレードアップ：①②ができていればより強化するための対策

	● 手指衛生	● 環境整備	● 個人防護具	● マスク	● 換気	● 食事	● 入浴介助
いつでも実施	<input type="checkbox"/> 手指衛生 1 処置・1 患者ごとに手洗い	<input type="checkbox"/> 環境整備 1 日 2 回は清拭（清掃）	<input type="checkbox"/> 個人防護具（PPE） 汚染されるリスクがある場合は着用	<input type="checkbox"/> マスク 医療従事者はサージカルマスクを着用	<input type="checkbox"/> 換気 時間で換気 対角線上で窓を開ける	<input type="checkbox"/> 食事 対面でしない 眼を保護する	<input type="checkbox"/> 入浴介助 マスク着用 眼を保護する
コロナ対策	<input type="checkbox"/> 首より上× ※手指衛生をしていない手で首から上を触らない（眼・鼻・口など）	<input type="checkbox"/> 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム溶液 <input type="checkbox"/> アルコール（60%以上のエタノール）	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> エプロン <input type="checkbox"/> ガウン <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> ゴーグル <input type="checkbox"/> キャップ	<input type="checkbox"/> サージカルマスクを着用 <input type="checkbox"/> 共有スペースでは患者も着用	<input type="checkbox"/> 換気扇作動（常時）	<input type="checkbox"/> フェイスシールドか眼鏡を着用 <input type="checkbox"/> 職員も対面での食事を禁止 ※食事中に会話しない。会話するならマスクをつけて！	<input type="checkbox"/> フェイスシールドか眼鏡を着用 ※とにかく目の保護
対策グレードアップ	<input type="checkbox"/> 開封日記載 <input type="checkbox"/> 使用期限記載 <input type="checkbox"/> 継ぎ足し× ※空にして洗浄乾燥後に補充 <input type="checkbox"/> 携帯用 <input type="checkbox"/> 使用量調査	<input type="checkbox"/> 使用期限 ※次亜塩素酸ナトリウム溶液は 24 時間 <input type="checkbox"/> 噴霧はしない <input type="checkbox"/> 手順を作る <input type="checkbox"/> 記録を残す	<input type="checkbox"/> 備蓄を準備 <input type="checkbox"/> 補助金活用 <input type="checkbox"/> 布エプロン廃止 ※購入できない場合はビニール袋をつける or 作る	<input type="checkbox"/> ユニバーサルマスキング ※常に全員がマスク着用 <input type="checkbox"/> 症状ある場合は必ずサージカルマスク <input type="checkbox"/> N95 マスクはユーザーシールドチェックを	<input type="checkbox"/> 常時 5 cm窓を開放 <input type="checkbox"/> 1 時間に 5-10 分窓を開ける <input type="checkbox"/> 陰圧室 <input type="checkbox"/> クリーンパーティション <input type="checkbox"/> HEPA フィルター付空気清浄機 <input type="checkbox"/> CO ₂ 測定	<input type="checkbox"/> パーティション設置 <input type="checkbox"/> ソーシャル・ディスタンス <input type="checkbox"/> 時間分離	



土屋 香代子 (感染管理認定看護師) 吉森 みゆき (感染管理認定看護師) 齋藤 潤栄 (感染管理認定看護師)

似顔絵イラストレーター 山元 伶

<重要なポイント>

- 咳やくしゃみでウイルスを飛ばさない（咳エチケット）
- 汚染してもウイルスの量を減らす（環境整備）
- 直接ウイルスを浴びない（個人防護具・特に眼）
- 自分の手から口腔・鼻粘膜・眼に入れない（手指衛生）

※相談窓口：鹿兒島県看護協会 TEL099-256-8081 FAX099-256-8079

鹿兒島県医師会 COVID-19 感染症相談窓口 TEL099-254-8121 Email covid19-consult@kagoshima.med.or.jp

新型コロナウイルス感染症 感染予防・管理のための活用ツール（中小規模病院用）：https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/document/pdf/tool_hospitals.pdf

新型コロナウイルス感染症 感染予防・管理のための活用ツール（高齢者福祉施設用）：https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/document/pdf/tool_elderly.pdf

まん延防止等重点措置の延長について

令和4年2月18日
(新型コロナウイルス感染症対策室)

■本県の感染状況等について

- 本県におきましては、1月27日から適用されたまん延防止等重点措置期間における県民の皆様方のご協力により、ここ数日、一週間当たりの新規感染者数が前の週と比べて減少傾向にあります。
- しかしながら、クラスターも続発し、2月1日には新規感染者数が744人とはじめて700人を超え過去最多を更新し、この数日も依然として400人から700人近い高水準の感染状況が続いております。
- こうした状況や専門家のご意見を踏まえつつ、2月15日に、国に対してまん延防止等重点措置の延長を要請し、本日、延長の決定をいただいたところです。

■感染機会等について

- 最近の感染の機会といたしましては、1月当初に多く見られた「飲食を伴う場面での感染」は、飲食店の営業時間短縮要請の効果もあり減少しております。現在行っている営業時間短縮要請については、このまま継続いたします。県民の皆様にはご不便をおかけいたしますが何とぞご協力をお願いいたします。
- 一方で、「家族・親族」、「職場」、「学校、児童施設」、「高齢者・介護施設」での感染は拡大しており、子どもや高齢者への感染が増えております。また、「医療機関」での感染も増加傾向となっております。
- 会食から家庭、職場、児童施設、学校、高齢者施設への感染

の流れは、第5波（デルタ株期）と同様ですが、家庭における感染割合が高い期間が長期間継続しております。今後も、児童施設、学校から家庭、医療機関、高齢者施設を含む職場への感染につながる可能性が懸念されております。

- オミクロン株については、若者を中心に、軽症、無症状の方も多く、日常生活の中で、知らないうちにご自身が感染している、あるいは周囲の方に感染させているケースも多く見られます。こうした感染が、家庭や児童施設、学校、高齢者施設、職場等に持ち込まれ、マスク着用や換気の不徹底等から感染拡大につながっていると考えられます。
- 一方、基礎疾患のある方や高齢者の場合は、重症化リスクには注意が必要です。1月以降2月8日までの死亡者20人のうち、基礎疾患等の個々の状況はございますが、19人が60歳代以上です。
- お一人お一人の基本的な感染防止対策の徹底はもちろん、家庭、児童施設、学校、高齢者施設、職場等それぞれの場所・場面に感染を持ち込まない、広めないための対策をより徹底していくことが必要です。

■ 県の最近の主な対応等（高齢者施設等の緊急点検、集中的PCR検査）

- 本県では、感染が拡大している児童施設、学校、高齢者施設における、これ以上の感染拡大を防止するため、感染防止チェックリストを用いた緊急点検を実施していただいているところですが、今後、点検結果を踏まえ、対策が不十分な施設等へ感染防止対策向上のための取組を更に進めるよう助言等を行うこととしております。
- また、感染が特に拡大している鹿児島市、霧島市、始良市の高齢者施設や児童施設の従事者、学校の教職員を対象として、施設内に感染を持ち込まないための、集中的PCR検査を実施しているところでございます。
- 既に霧島市会場は終了しておりますが、鹿児島市の会場は2

月15日から28日までの14日間、始良市の会場は2月17日から20日までの4日間実施することとしております。検査を受けるためには事前の予約が必要となります。高齢者施設や児童施設の従事者、学校の教職員の方は、積極的にご活用ください。

- なお、感染拡大時の一般検査事業（PCR等無料検査事業）につきましては、まん延防止等重点措置の延長に伴い、実施期間を3月6日まで延長することといたします。無症状の方で、感染の不安がある方は、お近くの無料検査場を御活用ください。
- オミクロン株は、感染から発症までの日数が2、3日と短いとのことであります。早めの感染の発見、確認が必要です。喉の痛みや、発熱、倦怠感など少しでも体調の異変を感じた場合には、早めにかかりつけ医等の地域の医療機関を受診してください。

■ ワクチンの追加接種

- ワクチンの追加接種につきましては、現在、高齢者を中心に前倒し接種が進んでおります。県においては、市町村における接種に対して、必要に応じて医療従事者の派遣等の支援を行うとともに、モデルナ社ワクチンを使用して、2月19日から27日まで県の大規模接種会場を鹿児島市、鹿屋市及び薩摩川内市の3カ所に設置し、ワクチン接種の加速化を図ることとしております。
- 県の大規模接種会場では、鹿児島市会場では、高齢者施設や児童施設の従事者、学校の教職員等に限定されますが、接種券のない方でも、2回目接種後6か月が経過している方につきましては、コールセンターで予約を受け付けております。
- 鹿屋市、薩摩川内市の会場では、予約にまだ空きがございます。特に、クラスターが発生するなど感染が拡大している高齢者施設や児童施設の従事者、学校の教職員の皆様におかれましては、早めの接種をお願いいたします。

- ワクチンの追加接種につきましては、1回目、2回目と異なる

る種類のワクチンを接種する交互相種の場合も、抗体量の十分な上昇、発症予防効果の回復等の効果が報告されております。接種を希望される方は、交互相種についても御検討いただくとともに、早めの接種をお願いいたします。

■家庭内の感染防止対策について

- 家庭内での感染が多くなっております。高齢者や基礎疾患のある家族と同居している方で、自宅における感染防止対策が困難な方には、優先的に宿泊療養施設への入所をご案内をしております。ご自身の療養だけでなく、家庭内感染の拡大防止のためにも、宿泊療養施設への入所について、ご理解・ご協力をお願いいたします。
- やむを得ず宿泊療養施設に入所されない方は、感染を防止するために、会話をする際のマスクの着用、家庭内で共用している物品の消毒・清掃、定期的な換気、帰宅時や食前・食後にこまめな手洗い等を実践し、濃厚接触者やその接触者となるなど、家庭内での感染リスクが高い状況が生じた場合には、食事の時間を分けたり、マスク会食を徹底するなどの家庭内での感染防止対策の強化をお願いいたします。
- 高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす対応をお願いいたします。

■高齢者施設における感染防止対策について

- 高齢者施設におきましては、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の車両の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応の徹底をお願いいたします。
- 面会者からの感染を防ぐため、引き続き、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討するとともに、通所施設におきましては、導線の分離など、感染対策をさらに徹底いただくようお願いいたします。
- また、高齢者施設のゾーニング等の感染防止対策の紹介動画を県庁ホームページにも掲載しておりますので、高齢者施設の

従事者の方は、ご覧いただければと思います。

■事業所における感染防止対策について

- 体調が悪いときや、感染者との接触など感染リスクが高いと思われるときは、無理して出勤せず、PCR検査の受検や医療機関の受診をお願いいたします。
- オミクロン株の感染拡大に伴い、医療や介護、保育、小売りなどの県民の生活に欠かせない業種に従事する、いわゆる「エッセンシャルワーカー」の方々が濃厚接触者となるケースが増加し、県民生活に影響が出ることが懸念されております。
- このため、国の方針に基づき、無症状のエッセンシャルワーカーについては、業務に従事することが事業継続に必要な場合には、事業者の判断で検査を受検し、陽性者との接触等から4日目及び5日目の2回の検査結果が陰性となった場合には、5日目から業務に従事できることとしました。
- ただし、10日目までは感染防止対策を徹底するとともに、業務以外の不要不急の外出や公共機関の利用は避けるようにしていただくようお願いいたします。

■基本的な感染防止対策について

- 基本的な感染防止対策についてでございます。オミクロン株につきましても、これまでの変異株に比べて、感染性・伝播性の強さが懸念されており、感染機会の広がりからも、いつ、どこで感染するか分からない状況となっております。
- お一人お一人が感染を持ち込まない、広めないための対策をより徹底していくことが必要です。三密の回避、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、定期的な換気など、基本的な感染防止対策をこれまで以上に徹底していただくようお願いいたします。
- ワクチンを2回接種された方が感染するいわゆるブレークスルー感染も多く見られます。ワクチンを2回接種された方も油

断することなく，感染防止対策の徹底に御協力をお願いいたします。

- 家族や友人など親しい間柄であっても感染対策を徹底し，会話時のマスクの着用，マスクは鼻と口の両方を確実に覆い隙間が生じないように顔にフィットさせる，感染防止の効果の高い不織布マスクを御使用いただくなどの対応をお願いいたします。

■終わりに

- 県民の皆様を守るために長期間にわたり，日夜献身的に貢献していただいている医療従事者の皆様方，そして，感染防止に御協力いただいているすべての関係者，県民の皆様方には，改めて感謝を申し上げます。
- 感染が拡大している中，感染者，その家族，治療に当たっている医療機関とその関係者，ワクチンの接種ができない方や，摂取しないことを選択された方等に対する，不当な差別や偏見，いじめ等がないよう正確な情報に基づいた，冷静な行動をお願いいたします。
- 県民の皆様には大変厳しい状況の中で，様々な制約を課すことになり，大変心苦しい限りではありますが，本県における感染拡大を一刻も早く食い止めるためにも今が正念場です。本県の感染状況を御理解の上，皆様の命を守るために，引き続き，強い警戒感を持って，感染防止対策に御協力いただきますようお願いいたします。

令和3年3月10日

各老人福祉施設長
各有料老人ホーム施設長
各生活支援ハウス管理者
各介護老人保健施設管理者
各介護医療院管理者
各介護療養型医療施設管理者
各介護保険指定サービス事業者
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者

様

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課長
鹿児島県土木部建築課住宅政策室長

「退院患者の介護施設における適切な受入等について」の一部改正
について（通知）

このことについては、「退院患者の介護施設における適切な受入等について」（令和2年12月25日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）において、退院基準、人員基準等の柔軟な取扱い等について示されているところですが、この度、厚生労働省から別添のとおり、同事務連絡の一部を改正した旨連絡がありました。

つきましては、下記に留意いただき、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますので、定期的に確認いただくとともに、引き続き感染拡大防止対策を徹底していただくよう併せてお願いします（介護保険関係については、県ホームページに随時、国からの情報を掲載中）。

また、通所介護、老人短期入所事業所等を併設している施設等におかれては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

記

【主な留意点】※下線部は前回通知からの追加・変更部分

- 1 令和2年6月30日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡のとおり、施設系及び居住系サービス事業所において、別添の厚生労働省事務連絡に記載されている退院基準（今回、人工呼吸器等による治療を行った患者における基準等が一部改正。詳細は別添厚生労働省事務連絡を参照）を満たした者又は新型コロナウイルス感染症に感染していない者が退院した場合に、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。

ただし、人工呼吸器等による治療を行った患者については、「発症日から20日経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じる。」とされており、退院基準を満

たした場合であって、発症日から20日経過するまでの間は、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないが、個室がない場合等は、適切なサービスを提供することが困難と考えられるため、個別に調整を行うこと。

2 感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関（受け入れ予定の医療機関を含む。）から退院患者を受け入れた場合は、定員超過減算を適用しないこと。

また、指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、当該入所者を除いて算出することができる等柔軟な取扱いを可能とすること。

3 退院患者に係る要介護認定の新規申請については、要介護認定申請中であっても、必要に応じ暫定ケアプランの活用が可能であり、認定結果が出る前に介護サービスの利用が可能であること。

4 介護保険施設において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院したものを除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算（500単位）を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能であること。

（問合せ先）

※ 留意点1に関すること

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当 池田）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 中間）

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室
住宅企画係（担当 上之園）

電話：099-286-3740

※ 留意点2に関すること

介護保険室事業者指導係（担当 中間）

電話：099-286-2687

※ 留意点3に関すること

介護保険室保険者指導係（担当 松山）

電話：099-286-2674

※ 留意点4に関すること

介護保険室事業者指導係（担当 吉富）

電話：099-286-2678